

南但広域行政事務組合ホームページリニューアル業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月
南但広域行政事務組合

1 趣旨

この要領は、南但広域行政事務組合ホームページリニューアル業務を委託するにあたり、価格のみではなく業務を円滑に遂行するために事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、業務の実施体制や実施方針、システム機能、企画内容等に関する提案書（以下「企画提案書」という。）の提出を受け、プロポーザル方式により、委託業務の履行に適した受託候補者を選定することを目的として、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

南但広域行政事務組合ホームページリニューアル業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙「南但広域行政事務組合ホームページリニューアル業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※更新後のホームページの正式な公開は、令和 8 年 4 月 1 日を予定。

3 提案上限額

初期構築費の合計額は 3,663 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、この合計額を超えた提案は無効とする。なお、保守費用の上限は定めないものとするが、審査対象とするため、その点について留意すること。

また、上記金額には契約締結から令和 8 年 3 月 31 日までの当該業務に必要なすべての費用を含むこととする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 南但広域行政事務組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 法人税、本店所在地の都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 仕様書【別紙1】CMS機能要件一覧の内容を85%以上（128点以上）満たしていること。（満たしていない場合、提案審査を受けることはできません。）

5 説明会

説明会は実施しない。

6 日程及び提出書類等

時期	内容
令和7年6月27日（金）	公募要領の公告
7月18日（金）17時	参加表明書の提出締切 質問書の受付締切
随時	質問書の回答期限
7月30日（水）17時	企画提案書等の提出締切
8月12日（火）	提案審査（審査、プレゼンテーション）
8月18日（月）以降	審査結果の通知、契約候補者との協議、 契約締結、業務開始

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時必着

- (2) 提出書類

プロポーザル参加表明書（様式1）

- (3) 提出方法

持参または郵送による。

- (4) 提出先

「15 問い合わせ先」南但広域行政事務組合総務課宛

8 質疑及び回答

本実施要領などに関し不明な点がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。
ただし、プロポーザル参加表明書（様式1）の提出者に限る。

- (1) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時必着

- (2) 提出方法

質問書（様式5）を電子メールにて「15 問い合わせ先」のメールアドレスに送付

すること。また、受信確認の電話を必ず行うこと。電話、面会等による質疑は受け付けない。

(3) 回答

提出された質問は、参加表明書の提出のあった全員に電子メールで回答する。

9 参加を辞退する場合

参加表明書（様式1）の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式6）を担当課まで持参又は郵送必着すること。

10 企画提案書の提出

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1社につき1件とする。

(1) 提出期限

令和7年7月30日（水）17時必着

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

(2) 提出書類

- ① 会社概要書（様式2）
- ② 業務経歴書（様式3）
- ③ 業務実施体制（様式4）
- ④ 企画提案書の表紙に（様式7）を付すること
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
- ⑥ 【別紙2】CMS 機能要件一覧表
- ⑦ 見積書（様式8）及び内訳書（任意様式）
- ⑧ 誓約書（様式9）

(3) 提出方法

持参または郵送による。（電子メールによる提出は不可）

(4) 提出先

「15 問い合わせ先」南但広域行政事務組合総務課宛

(5) 提出部数

正本1部 副本8部 電子媒体（CD-R等）1部

(6) 企画提案に対する質問

企画提案書等の内容について、組合が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

11 企画提案書の作成

企画提案書は、下記に示す提案要求項目について具体的な提案を行うこと。アピールポイント等は、簡潔に分かりやすく記述すること。（専門用語を使用する際には、注釈をつけること）

(1) 提案内容

- ① 実施体制・実施スケジュール
- ② 現行サイトの問題点・弱点の抽出と改善点
- ③ データ移行
- ④ 南但広域行政事務組合の業務が伝わるサイトデザイン
- ⑤ 情報の検索性
- ⑥ アクセシビリティの確保・向上
- ⑦ 記事作成
- ⑧ 追加提案
- ⑨ システム運用・保守
- ⑩ 職員研修

(2) 提案書の書式

- ① A4横版横書きでページ番号を付し、目次を付けること。
- ② 表紙及び目次を除き、両面印刷で40ページ以内とする。
- ③ 簡易なA4ファイルに綴じること。

(3) 見積書（様式8）及び内訳書（任意様式）

見積額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。

12 審査及び選定方法、結果

(1) 審査委員

受託候補者は、南但広域行政事務組合ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が選考する。

(2) 書類審査

提出された企画提案書のうち、仕様書【別紙1】CMS機能要件一覧の対応状況を事務局にて採点する。（※仕様書【別紙1】CMS機能要件一覧の内容を85%以上（128点以上）満たしていること。）

(3) 提案審査

参加資格を満たす参加者全員を対象に、委員会において、プレゼンテーション及び提出書類（企画提案書、見積書）による審査を行う。採点は、【別紙1】評価基準に基づいて行う。配点は委員1人につき150点満点する。

(4) プレゼンテーション

- ① 日 時 令和7年8月12日（火） ※時間は別途決定し、プロポーザル参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

- ② 場 所 南但広域行政事務組合管理センター2階会議室
- ③ 所要時間 プレゼンテーション 30 分以内 ※機材等の準備、撤去を除く
質疑・応答 20 分以内
委員資料整理等 10 分程度
- ④ 内 容 プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。また、プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑤ 出席者 3名以内とし、配置予定の担当者は必ず出席すること。
- ⑥ その他 プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が準備すること。ただし、スクリーンは会議室の壁面を使用すること。

(5) 受託候補者の決定

提案審査における全委員の評価点（委員1人につき150点満点）を合計したものを総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を受託候補者として選考する。最高得点の者が複数あるときは、評価基準の「2 企画提案」及び「5 価格」の合計得点が高い提案者を上位とする。さらに同点の場合は、見積額が安価な参加者を上位とする。ただし、総合評価点が満点の6割に満たない場合は、最上位者であっても受託候補者として選定しない。

(6) 審査結果

審査結果は令和7年8月18日(月)以降に全員に参加申込書に記載の連絡先に電子メールで通知する。なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(7) 選定結果の公表

南但広域行政事務組合ホームページ上において公表する。

13 契約

(1) 契約の交渉

上記12(5)により本委託業務の受託候補者として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は南但広域行政事務組合から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(2) 契約の締結

契約候補者と契約方法について協議の上、契約を締結する。また、契約候補者として選定された日から7日以内に契約書を作成すること。

(3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。

(4) 契約期間

本委託業務の契約は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(5) 保守契約

令和8年度以降の運用保守については、別途契約を行う。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者負担とする。
- (2) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (3) 提出期限後の提案書等の修正、変更及び再提出は原則として認めない。また、提出書類は返却しない。
- (4) 電子メールや郵送等の通信事故については、本組合はいかなる責任も負わない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、南但広域行政事務組合情報公開条例（平成13年南但広域行政事務組合条例第9条）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積金額が提案上限額を超えている場合
 - ⑤ 審査委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑥ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ⑦ 総合評価点が満点の6割に満たない場合

15 問い合わせ先

南但広域行政事務組合総務課

〒667-0126 兵庫県養父市堀畑 550 番地

電 話：079-665-0146

FAX：079-665-0897

E-mail アドレス：soumu@nantan.hyogo.jp